

荒天・災害時等の対応について

<警報発令時の基本的な考え方>

① 6:30

小田原市に、大雨警報（大雪警報）および暴風警報の両方が発令されている場合、生徒は自宅待機となります。

② 9:00

- (1) この時点で、大雨警報（大雪警報）または暴風警報のどちらかが解除された場合、生徒は安全を最優先にして登校する。11:00にSHRを行い、その後、授業を行う。
- (2) 引き続き、小田原市に、大雨警報（大雪警報）および暴風警報の両方が発令されている場合、生徒は自宅待機となります。

③ 11:00

- (1) この時点で、大雨警報（大雪警報）または暴風警報のどちらかが解除された場合、生徒は安全を最優先にして登校する。13:00にSHRを行い、その後、授業を行う。
- (2) 引き続き、小田原市に、大雨警報（大雪警報）および暴風警報の両方が発令されている場合、生徒は臨時休業となります。

- ・ 荒天・災害等による臨時休業については、警報および注意報の状況、公共交通機関等の運行状況等を総合的に判断し、臨時休業となる場合は、学校から「マチコミメール」にて連絡をします。

<その他の連絡事項>

- ・ 警報等の発令はないが、公共交通機関等が不通の場合は、運転再開まで自宅待機となります。
- ・ 公共交通機関等において遅延証明書が発行される場合は、駅等で受け取り登校後に担任に提出すること。ただし、提出がなくても遅刻等にはなりません。特に、最寄りの鴨宮駅では他の乗客の迷惑になる恐れもあるため、無理に受け取る必要はありません。
- ・ 自宅待機となった場合、欠席・遅刻扱いとしません。定期試験等の場合においても不利にならないように配慮します。
- ・ 小田原市以外の居住地域に警報等が発令されている場合、その地域に住む生徒が登校する際は、安全に十分注意し、決して無理には登校をしないこと。自宅待機をする場合は、学校に連絡をすること。
- ・ その他の平常時においても、台風の接近など天候の急変が予想される場合には、生徒の安全のため、早期下校の措置をとることがあります。